広報広聴常任委員会

まちづくりを考えよう！
私たち議会議員と一緒に、「住民とともにつくるまち」を考えてみませんか。

日　時：11月30日㈰　13:30～16:00
場　所：総合健康福祉センターゆめりあ多目的ホール
講　師：北海道町村議会議長会　参与　勢（せ）　籏（はた）　了（りょう）　三（ぞう）　氏
演　題：「この町の未来と議員のなり手」
対象者：新十津川町民および新十津川町に勤め先や就学先がある人（年齢不問）
申込・問い合わせ：新十津川町議会事務局　TEL 0125-76-3191
申込期日：11月27日㈭
申込フォーム：https://x.gd/pll９T

申し込みフォーム
（当日参加も可能です。）

いつでもご意見を伺います。

●紙　　面
役場１階バス待合所にご意見箱を設置しています。

●オンライン：議会ほっとライン
（ＵＲＬ）
https://x.gd/dwPUJ

●対　　面：かたるベサロン
１月17日㈯　18：00～19：30　改善センターみらいえ
議員と気軽にお話ししませんか？　**参加議員**　杉本、大畠、工藤

●出張型：出張型かたるベサロン
議員が皆さんのもとに伺います。開催を希望する方は、議会事務局か最寄りの議員へご連絡ください。

橋本区お達者会の皆さんに出張型かたるベサロンを利用いただきました。

９月22日㈪　15時30分から橋本区会館にて出張型かたるベサロンを開催しました。
小玉議長、大畠委員、加藤委員、杉本委員、深瀬委員長の５名がお伺いし、各議員からの自己紹介のあと、参加された皆さんと活発な意見交換が行われました。
会の開催においてお世話になりました谷井美耶子会長、ご参加いただいた皆さんありがとうございました。

○定例会の一部の映像の試験配信を継続中！　YouTubeでご視聴いただけます。
配信期間：令和７年12月９日まで
配信内容：令和７年第３回定例会の議案説明、一般質問
視聴方法：右の二次元コードや、以下のＵＲＬからご覧いただけます。
（ＵＲＬ）・議案説明→https://youtu.be/s８cyGwD２AZA
・一般質問→https://youtu.be/yZ-lhu５mbBw

議案説明　一般質問

総務民生常任委員会

公共施設の使用料等の改定案について報告を受けました。

二次元コードを読み込むことで、各種動画の視聴や、ＳＮＳ、インターネットの所定のページに、簡単にアクセスすることができます。

常任委員会（８月25日開催）

報告事項①　「使用料等の改定（案）について」

公共施設の使用料と行政サービスの手数料について、令和２年４月に消費税増税相当分の改定はしたが、実質20年間大きな金額改定は行っておらず、今回料金改定の検討を進めた。基本方針は、平成17年度の行財政改革において受益と負担の公平性を整理して定めた負担割合の考え方を踏襲し、同様の公費負担と利用者負担とした。使用料については、施設管理経費と利用者の負担割合をかけたものを平均利用実績等で割って出た金額、サービスの手数料に関しては管理経費を平均利用実績で割った金額を算出し、それぞれ著しい値上げにならないよう、現行の1.5倍以内という上限を設定した。また、100円単位、50円単位のわかりやすい料金体系に設定するとの報告があった。

改定予定の主な使用料（案）

例１　ゆめりあ多目的ホール（現在使用料1,600円）
①今後５年平均の施設管理経費4,574,692円／年
②利用者負担の割合（公共性と必要性に応じてそれぞれ設定）　50%
③平均利用実績　560時間
　新使用料案＝①×②÷③＝4,085円……④
改定の上限　1.5倍→1,600円×1.5＝2,400円……⑤
＊④＞⑤であるため、新しい使用料は2,400円とする
例２　住民票写しの交付（現在の手数料300円）
管理経費÷平均利用実績＝671円……⑥
改定の上限　300円×1.5＝450円……⑦
⑥＞⑦となるため、新しい手数料は450円となる。

報告事項②　「ＵＩＪターン新規就業支援事業について」

新しい地方経済・生活環境創生を目指し、北海道が道内市町村を取りまとめて国の助成を受けて実施する「北海道移住支援金等交付事業」についての報告があった。首都圏に在住して通勤されていた方が、北海道に移住して仕事をする場合に移住支援金として１世帯100万円が支給される事業である（支払われる移住支援金の負担の割合は国が１/２、道が１/４、市町村が１/４）。全道140市町村がこの事業を実施しており、本町でも令和元年から事業を開始していたが、今回本町に移住する該当者がおり、９月の定例会にて補正予算が計上され、支援金が支給される予定とのこと。

移住元要件（次のいずれにも該当する者）
①移住する直近10年間のうち、通算５年以上東京23区に在住または通勤
②移住する直前に１年以上、東京23区に在住または通勤（通勤の場合は、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県のいずれかに居住）

就業要件（いずれかに該当する者）
①北海道が運営する求人サイト掲載法人に就職
②国のプロフェッショナル人材事業、または先導的人材マッチング事業を利用
③道の企業支援事業の交付決定を受けた
④テレワーク移住（自己の意思で移住し、東京23区での会社所属を継続する方が対象）

＜Topic＞

使用料等の改定については、当委員会ならびに議会内、町内の関係団体からもさまざまな意見があり、７月に実施したパブリックコメントでは、料金据え置きや値上げの延伸など４件の要望があった。また総合行政審議会でも意見の収集があったとのことだが、委員からは、値上げ改定に理解を示す意見が多数を占めたとの報告があった。当委員会としては、さまざまな意見を踏まえて、今後の行政側の対応についても注視してまいりたい。

経済文教常任委員会

町道の除雪をみんなでより良いものに！

常任委員会（８月26日開催）

報告事項①　「除雪連絡協議会の設立について」

令和６年10月から令和７年６月にかけて「除雪連絡協議会準備会」として３回の会議を行い、右のとおり「新十津川町除雪連絡協議会」を設立することを決定した。設立は令和７年10月。

協議会は毎年、協議テーマを定め、その解決に向けた具体的な取り組みについて話し合い、実行し、反省をもとに改善を図る流れになっている。

令和７年度のテーマは特に「住民の除雪マナー」に主軸を置き、住民の協力を受けて、道路に雪を出す人のマナーの改善に取り組むとのことであった。

なお、構成員の報酬については、道内の同様の事例を確認すると無報酬であったこともあり、「除雪についてみんなで話し合いましょう」という意味合いも含めて無報酬で始めるとのことだった。

～除雪連絡協議会～

①目的：地域の除排雪に関する情報交換や、課題解決に向けた協議を行い、町民、町道除排雪受注業者、町が連携協力することで、冬期の生活環境の向上を図ること。
②構成員：それぞれの行政区から１～２人（任期２年）、町道除排雪業務受注者、町の建設課と保健福祉課の職員
③事業期間：10月から翌年の９月
④運営サイクル
　10月：テーマ達成への具体的な取り組みの協議
　シーズン中：決定した取り組みを実行する。
　翌年６月：振り返りと次年度協議テーマの決定

報告事項②　「農業体験の受け入れ状況について」

平成16年度から「しんとつかわで心呼吸。推進協議会」が窓口となって中高生の農業体験の受入れを実施しており、令和６年度は10校182人を受け入れた。

最も多かった時は平成22年度に28校1,064人を受入れていたが令和７年度は６校148人の受入れ予定となっている。

農業体験の受け入れは、受入れ農家の副収入になるほか、町の農産物や町自体のＰＲになり、交流人口の創出にも繋がっている。しかし、ペットや食べ物にアレルギーを持つ生徒が増えているなど、受入れの負担も大きくなっており、受入れ可能農家も多いときは19軒いたが６軒まで減少している状況であった。

その他の報告事項
○使用料等の改定（案）について ※総務民生常任委員会と同一
○令和７年度全国学力・学習状況調査結果について ４月に実施した調査の結果について、全国、全道の平均値と比較しながら報告
○農作物の生育状況について ８月15日現在の水稲、大豆、玉ねぎの状況報告
○令和７年度工事の執行状況について ９月以降に入札予定の工事は５件 （うち１件は災害が発生した場合に実施）

＜Topic＞

子どもたちの学習状況について、平日に１時間以上家庭学習をする児童生徒が全国的に減少傾向となっており、当町は全国や全道よりもさらに少ない状況である旨が報告されました。委員会での報告では、家庭で保護者と勉強の話をする児童生徒ほど、学習時間が長くなる傾向がある、とのことでした。学習は大人になってからも人生をより豊かにしてくれます。この機会に私たち大人も、新たな学習を始めてみてはいかがでしょうか。